

平成 22 年 5 月 10 日
日 本 貸 金 業 協 会

協会員に対する処分について

日本貸金業協会（会長：小杉俊二）は、平成 22 年 4 月 27 日開催の自主規制会議・理事会において、下記のとおり協会員の処分を行うことを決定しました。

記

【除 名】

1. 対象会員：アクアローン
登録番号：香川県知事(N3)00544号
会員番号：第 002878 号
2. 処分の種類：除 名（平成 22 年 4 月 27 日付とする）
3. 処分の理由：監査の忌避（定款第 14 条第 2 項）

【会員権停止】

1. 対象会員：有限会社マルヨシ
登録番号：埼玉県知事(2)03786号
会員番号：第 002081 号
2. 処分の種類：会員権停止 90 日（勧告併科）
3. 処分の効力発生日：平成 22 年 4 月 30 日
4. 処分の理由：無登録営業等の禁止（貸金業法第 11 条第 3 項）

契約締結時の書面の交付（貸金業法第 17 条第 1 項）

<お問い合わせ先>

日本貸金業協会

コンプライアンス部 規律審査室

電話番号 03-5739-3034

F A X 番号 03-5739-3027

法令等違反による協会員処分

処分決定日:平成22年4月27日

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名	協会処分内容	処分理由となった事実の 違反条項
1	第002878号	アクアローン 香川県知事(N3)00544 北畑雅規	除名	定款第14条第2項 (監査の忌避)
2	第002081号	有限会社マルヨシ 埼玉県知事(2)03786 柿沼智江	会員権停止90日(勧告併科)	貸金業法第11条第3項 (無登録営業等の禁止) 貸金業法第17条第1項 (契約締結時の書面の交付)